明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この省令による改正前の別紙様式第十一号による組合員証、別紙様式第十五号による組合員被扶養者証、別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証、別紙様式第二十一号の二の三による限度額適用認定証、別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証、別紙様式第三十九号による船員組合員証及び別紙様式第四十号による船員組合員被扶養者証は、当分の間、この省令による改正後の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の様式によるものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の別紙様式第十一号、別紙様式第十五号、別紙様式第二十一号の二、別紙様式第二十一号の二の三、別紙様式第二十一号の三、別紙様式第三十九号及び別紙様式第四十号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第40号　（表面）［略］

（裏面）

住　所

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
　記入する場合は、１．２．３．のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
３．私は、臓器を提供しません。
《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄：　　〕
署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿　家族署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　１．プラスチツクその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
　　２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
　　３．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
　　４．船員組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
　　（1）船員組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
　　（2）保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、船員組合員被扶養者証を提出すること。
　　（3）船員組合員の資格を喪失したとき又は船員組合員の被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく船員組合員被扶養者証を組合に返納すること。
　　（4）不正に船員組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
　　（5）船員組合員被扶養者証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
　　（6）臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
　　（ｲ）特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
　　（ﾛ）家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
　　　また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。

別紙様式第40号　（表面）［同上］

（裏面）

注意事項　診療を受けようとするときには、この証を保険医療機関等の窓口で渡して下さい。

住　所

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
　記入する場合は、１．２．３．のいずれかの番号を○で囲んで下さい。

１．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
２．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
３．私は、臓器を提供しません。
《１又は２を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけて下さい。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
〔特記欄：　　〕
署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿　家族署名（自筆）：＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　１．プラスチツクその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
　　２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
　　３．必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
　　４．別途船員組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。
　　５．船員組合員又はその被扶養者に次に掲げる事項を周知するものとする。
　　（1）船員組合員被扶養者証の交付を受けたときは、直ちに住所欄に住所を自署して大切に保管すること。
　　（2）保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず船員組合員被扶養者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は船員組合員被扶養者証に高齢受給者証を添えて）窓口で提出すること。
　　（3）船員組合員の資格を喪失したとき又は船員組合員の被扶養者がその要件を欠くに至ったときは、遅滞なく船員組合員被扶養者証を組合に返納すること。
　　（4）不正に船員組合員被扶養者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
　　（5）船員組合員被扶養者証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく組合に提出して訂正を受けること。
　　（6）臓器提供に関する意思を表示する場合は、次の点に留意するほか、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第104号）に基づく臓器提供意思表示カードの記載の例によること。
　　（ｲ）特記欄については、親族への優先提供の意思等がある場合に記載すること。
　　（ﾛ）家族署名欄への記載は、意思表示の有効性の要件とはなっていないこと。
　　　また、「家族」は被扶養者の認定を受けている者に限らないこと。